

令和4年6月14日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会  
会長 太田 正



下水道使用料の改定について（答申）

令和4年2月25日付け経第344号で諮問のありましたこのことについては、当審議会  
会で慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

## 記

### 1 下水道使用料のあり方

公営企業である下水道事業の運営に係る経費負担については、全国共通の経費負担区分原則によって、雨水処理に係るものは浸水より都市全体を守ることから公費で、汚水処理に係るものは汚水を排出した者が使用料により負担するものとされている。

しかし、これまでの四街道市下水道事業は、使用料収入で不足する財源について市の財政である一般会計から基準外繰入金として税金による補てんを受けてきた。このことに対して、「第8次四街道市行財政改革推進計画」（計画期間：令和元年度から令和5年度）では、「他会計への繰入金等の見直し」として「法定外繰出等に頼らない自立的な財政運営を図る」こと、また、「受益と負担の適正化」では「受益者負担の適正化を図るため、定期的に料金の見直しを行う」ことが定められている。

こうした事業運営に係る経費負担区分原則及び「四街道市行財政改革推進計画」に基づく本市における行財政運営方針を踏まえ、下水道使用料水準の見直しを行うことが求められている。一方で、本市の下水道事業においては、老朽化した施設の更新費用や維持管理費用といった経費の増加が避けられず、より一層財源が不足する状況となっている。

以上の本市下水道事業の財政状況を鑑みたとき、引き続き財源の不足を税金により補てんすることは、市財政である一般会計への負担となるだけでなく、一般会計を財源とする各種の市民サービスにも影響を与えることにもなる。都市機能の根幹を支える下水道事業を将来にわたって安定して経営するため、また、汚水処理に係る経費は汚水を排出した者が使用料により負担するという経費負担区分原則からも、下水道使用料を適正な水準まで引き上げるべきである。

## 2 使用料改定時期及び算定期間

下水道使用料の改定時期については、財源不足によって下水道事業の運営に支障が生じることのないように、また、すでに「第8次四街道市行財政改革推進計画」が進行中であることから、早期に実施するべきである。そのうえで、使用者への十分な周知と理解を得ることが不可欠であることから、令和5年4月を改定時期とすることが妥当である。

また、使用料算定期間については、下水道使用料の公共料金としての性質を踏まえ、安定性と経費予測の確実性を保つため、令和5年度から令和8年度までの4年間とすることとし、進捗状況の検証に基づく今後の使用料改定の検討についても、令和8年度までに実施することが妥当である。

## 3 使用料平均改定率及び体系

下水道使用料の平均改定率については、財源不足を招くことのない健全な経営を維持するとともに、適正な運転資金や災害時への備えに必要な使用料収入を確保するため、使用料算定期間である4年間における使用料収入総額を現行から18%引き上げることが妥当である。

また、使用料体系については、排出した汚水量に応じた負担の公平を図るため、汚水量10<sup>m</sup>までは使用料を定額とする基本水量制を廃止し、1<sup>m</sup>より従量使用料を賦課する体系に変更することが妥当である。あわせて、小口汚水排出者の負担軽減を考慮しつつ、大口汚水排出者に対する負担の適正化を図るため、逡増度の一定程度の緩和を行うことが妥当である。よって、改定後の下水道使用料体系及び1か月あたり請求額については、下表のとおりとなる。

使用料体系（1か月あたり、税抜）

使用料区分	現行		改定後	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	～10 <sup>m</sup>	850円	—	840円
従量使用料 (1 <sup>m</sup> あたり)	1～10 <sup>m</sup>	—	1～10 <sup>m</sup>	30円
	11～20 <sup>m</sup>	110円	11～20 <sup>m</sup>	120円
	21～30 <sup>m</sup>	125円	21～30 <sup>m</sup>	140円
	31～50 <sup>m</sup>	145円	31～50 <sup>m</sup>	160円
	51～100 <sup>m</sup>	175円	51～100 <sup>m</sup>	190円
	101～500 <sup>m</sup>	200円	101～500 <sup>m</sup>	210円
	501～1000 <sup>m</sup>	225円	501～1000 <sup>m</sup>	230円
	1,001 <sup>m</sup> ～	250円	1,001 <sup>m</sup> ～	250円

使用料請求額（1か月あたり、税抜）

排除汚水量	現行	改定後
	金額	金額
0 m <sup>3</sup>	0 円	840 円
10 m <sup>3</sup>	850 円	1,140 円
20 m <sup>3</sup>	1,950 円	2,340 円
40 m <sup>3</sup>	4,650 円	5,340 円
100 m <sup>3</sup>	14,850 円	16,440 円
500 m <sup>3</sup>	94,850 円	100,440 円
1,000 m <sup>3</sup>	207,350 円	215,440 円

4 附帯意見

(1) 施設の老朽化について

下水道事業は都市機能の根幹を支える重要なライフラインであり、近年の頻発する災害下においてより重要性を増している。一方で、昭和50年に供用を開始した本市の下水道施設は老朽化が進み、今後は本格的な更新の時期を迎えることとなる。更新事業にあたっては、財源として補助金を最大限に活用するとともに、将来世代に負担を残すことのないよう計画的に取り組まれない。

(2) 経営の効率化について

施設の維持管理費用といった経費の増加に対する財源の不足に対しては、使用料の改定だけに依存することなく、「四街道市下水道事業経営戦略」に掲げられた経営効率化に関する取り組みなどを推進することで、持続可能で効率的な経営に努められたい。

(3) 利用者への広報及び広聴について

下水道事業を安定して経営するためには、使用者の理解と協力が不可欠である。下水道使用料の改定の際だけではなく、常日頃から経営や施設の状況等について十分な広報及び広聴を行い、双方向のコミュニケーションを確保するよう努められたい。